

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届、出ています。麹町出張所長、国際平和・男女平等人権課長が家庭都合のため、会計管理者が出張公務のため、監査委員事務局長が家族介護のため欠席、コミュニティ政策担当課長が出張公務のため午後1時から欠席です。

日程に先立ちまして、本委員会に付託された請願ですが、次回審査を行うこととし、紹介議員に出席を通知したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

それでは、本日の日程をご確認ください。陳情審査5件、地域振興部の報告事項が3件、政策経営部の報告事項が2件です。口頭報告を含めて執行機関からの報告事項を先に受けたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、先に日程2の報告事項から入ります。

地域振興部（1）振り仮名記載に伴う戸籍証明書コンビニ交付の休止について、理事者からの説明をお願いいたします。

○小川総合窓口課長 それでは、地域振興部資料1に基づいてご説明いたします。

振り仮名記載に伴う戸籍証明書コンビニ交付の休止について。区では、区民の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、戸籍証明書等の公的証明書を取得できる証明書コンビニ交付サービスを実施しております。このたび千代田区の戸籍への振り仮名記載作業に伴い、下記の日程で証明書のコンビニ交付サービスを休止することになります。

休止する理由は1のところでございます。休止する理由でございますが、令和8年5月26日までに振り仮名の届出が行われなかった戸籍、昨年5月から、ちょうど去年の今ぐらいでしたかね、通知を発送して、千代田区に戸籍をお持ちの方、およそ21万名の方に、こういった振り仮名になりますけれども合っていますかということで、間違いない方については全く手続を取る必要もなかったんですが、間違っていますよという方については既に手続を頂いておるところでございます。全然間違っていなかった方に、振り仮名を一括記載という作業をこのたび行うことになります。この作業を行うに当たり、戸籍システムのサーバーとコンビニ交付のサーバーの連携を一時停止する必要がある。そのために今回の停止になります。サーバーに大変な負荷がかかるようでございます。

休止の対象でございますが、戸籍の全部事項証明書から附票の全部事項証明書の発行、それから利用者登録、利用登録の申請もこの期間はできないことになります。戸籍以外の証明書、例えば住民票ですとか税証明などは、通常どおりコンビニでの交付が可能ですございます。

休止する日程及び再開の日時ですが、休止する日程は令和8年8月29日土曜日、9月5日土曜日、9月12日の土曜日、いずれも1日交付ができません。なお、日曜日はもとより戸籍のコンビニ交付は行っておりません。使えない状態でございます。その土日で作

業いたしまして、3週かけて土日で作業いたしまして、再開は翌週の月曜日の午前9時から通常どおり戸籍の証明書の発行を再開する予定でございます。

休止に関して区民への周知方法ですが、広報8月5日号にも掲載予定、それから千代田区のホームページですが、もう準備ができておりまして、7月31日、今月31日にはホームページのほうも更新されると。SNS、公式X、フェイスブック、LINEのほうですが、これは8月12日、あまり前にやっちゃうとSNSって何か効果がないようで、12日ぐらいにはアップすると。そういうことでございます。

以上でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 この休止期間中における窓口の混雑対策というのは、まあ十分だと思うんですが、いかがでしょうか。

○小川総合窓口課長 申し訳ありません。元が土曜日ですので、窓口はどこも行っておりませんので、特に窓口の対策は取ってございません。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質疑はございますか。

○田中委員 これ、休止期間は分かったんですけども、この振り仮名がついた戸籍はもう既に窓口とかでは発行されているということでしょうか。それとも、このサーバーというか、コンビニについては、この後に、3回目の休止が明けたときからになるんでしょうか。

○小川総合窓口課長 現在のところ戸籍には正式には振り仮名がついておりません。ただ、例えばマイナンバーカードで海外へ持って行きたいとか、そういった都合でいわゆる公証——「公」に認める証明の「証」と書くんですけども、そういった手続を行った方については既にもう振り仮名が振られておるんですが、そうでない大多数の方、21万戸籍ありますので、その大多数の方については、まだ振り仮名が振られていない状態です。それを今回3週に分けて、順次、少しずつ、少しずつというか、3分の1ずつぐらいですかね、戸籍を振っていきこうと。そういった作業を行いますので、早い人でしたら第1週目が終われば振り仮名が振られることになりますし、3週目には21万戸籍全ての方に振り仮名が振られると。そういった考え方でございます。

○岩佐委員長 大丈夫ですか。

ほかに何かご質疑はありますでしょうか。

○はやお副委員長 ちょっとこの前のときもちょっとシステム的なことを聞いて話をしたんですけど、今回このところで、本当に、たしか先ほど21万件という話だったんですけども、これのこのやり方というのは、何でこんな3日もかかるのかなと思っているんです。3回もかかるのかなと思うんです。

というのは、こういうシステムのやり方というのは、こういう大きい変更のとき、移行システムというか移行計画みたいなのを立てるんですよ。それは何かというと、結局は例えばマスターみたいなものの変換の入力用紙をばーっと書いて、それでバッチ処理みたいな形でやるという方法もあるんです。何で3日間もかかるのかということの妥当性をもう少し詳しく説明していただかないと。というのは、何かといったら、サーバーにかかると

いったら、その入力媒体が、画面で入力しようと思っているんじゃないの、リアルに。いや、本当に、例えばどういうふうにやるかといったときの方法論について、どういうふうに検討されたのかお答えいただきたい。これは別に、総合窓口のほうじゃなくてITのほうなのかもしれないけど、お答えいただきたい。

○小川総合窓口課長 細かいところは、すみません、ちょっと私のほうでは把握しておりませんが、実は千代田区、同じ、いろんなベンダーさんのシステムを使っている、戸籍のいろんなベンダーを使っている自治体があるんですが、千代田区と同じシステムを使っていて千代田区よりは戸籍が少ないところについて、幾つかもう先行して実行しているんだそうですが、それを基にしてやると、どうしてもやっぱりこのぐらいかかってしまう。最後のほうはちょっと予備的な部分でもあるんですけども、やっぱり最低でも2週程度はかかってしまうよと。で、予備的に3週取っていると。そういった形と聞いております。

○はやお副委員長 まあ、あのね、私が言っているのは入力媒体をどういうふうに入れるのかという話で、つまり何かといったら、こういうものというのは、バッチ処理といって一遍に入れるんですよ。こういう大きな入替えのときには。そうすると、そのマスターみたいなものを書いてあって、パンチプログラム会社のほうに渡して、データを作って、どカーンと入れるというやり方もあるんです。それをどういうやり方をしているか3日かかるんですかということを知っているわけ。

だから、何かといったらば、いやいやいや、そのところでサーバーを止めて〇〇をしなくちゃというんではなくて、本当はじゃあ、サーバーのところに入れるための途中のコンバートプログラムみたいなものを作ってやるんですよ、普通は。だからそれはどういうふうにやっているんですかということ。

僕は、悪いけど、課長のところの答弁じゃないと思っているんです。そういうことについて検討されていた所管のところは、うちはたまたま所管だから、そこをちょっと答えていただきたい。かわいそうだよ、逆に言うと。そのことについて分からないんだから。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時43分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 本日、戸籍システムにおけるコンビニ交付の停止についてのご報告でございました。こうした休止する状況というのが一定期間にわたるということについては、実際にどういった理由でこういう形になっているのかも含めて、しっかり我々のほうとしてもご説明できるような形で今後努めてまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（１）振り仮名記載に伴う戸籍証明書のコンビニ交付の休止についての質疑を終了します。

次に、（２）過料徴収におけるキャッシュレス決済の導入について、理事者からの説明を求めます。

○皆川安全生活課長 それでは、地域振興部資料（2）過料徴収におけるキャッシュレス決済の導入についてご説明いたします。

現在、安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例に基づき、路上喫煙違反者に対する過料（2,000円）につきましては現金にて徴収を行っております。一方、近年はキャッシュレス決済の導入により現金を持ち歩かない方が増加しているほか、また、外国人旅行者を含む多くの来街者が本区を訪れている状況でございます。こうした状況を踏まえ、徴収手続の円滑化と公正な制度運用を図るため、過料徴収時にキャッシュレス決済を導入するものでございます。

2の導入の目的でございます。第一に、現金を所持していない違反者への対応、第二に外国人旅行者を含む来街者の利便性向上、第三に、過料徴収の確実性及び事務効率の向上、第四に、徴収手続の多様化による公平な制度運用の確保でございます。

3の対応開始時期でございます。令和8年8月上旬から段階的に試行を開始させていただいて、令和8年10月1日から全面施行を予定しております。なお、この試行期間中は秋葉原地区において実施をしたいと思っております。この試行期間中に問題点の洗い出しや指導員の習熟を図ってまいりたいと思っております。

対象地域は、将来的には千代田区全域なんですけども、試行期間については秋葉原地区で実施させていただきます。

5、導入機器についてでございます。対応する導入機器については携帯型決済端末を利用させていただきます。

6、対応可能な決済手段でございます。クレジットカード、交通系ICカード、電子マネー、各種コード決済を予定しております。

7番の導入の効果でございます。こちら、すみません、裏面をご覧ください。目的と重なる部分がございますが、本取組により現金を所持していない違反者への対応が可能となるほか、外国人旅行者への対応力の向上、徴収漏れの防止及び徴収率の向上、さらには現場での手続時間の短縮が期待されております。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

委員からの質疑を受けます。

○永田委員 これ、過料ということで、事実上強制力がない中で、こういった形で徴収率を上げるということは大変に有効だと思うんですけども、その辺の過料と罰金の違いのようなことというのは、違反者に対しては何か説明みたいなものがあるんですか。

○皆川安全生活課長 取締りをした際に、千代田区の条例で路上喫煙が禁止されていますという形でご説明させていただいて、あくまでこれは過料でありますという説明をさせていただいた上で過料の徴収を行っております。

○永田委員 外国人だとその辺の違いもよく分からないと思うんですけども、例えば今までだと現金がないということで、何となくそれで逃げ切れてしまうというのがあって、決済端末があると、それをもってちょっと強制になってしまうような、強制って、強制に近くなってもいいと思うんですけど、その辺の懸念というか、どうなんです。それを、決済端末があるから絶対払ってください。いや、決済もできませんと拒否されてしまったような場合とか、いろいろ想定できると思うんですけど、まだ試行段階なので、その辺のや

り取りのちょっと懸念、懸念というか、どういうふうにお考えでしょうか。

○皆川安全生活課長 現在の取締り事務、外国の方、意思の疎通って重要だと思っております。携帯電話の翻訳機を使ったりとか、指導員は一枚ものの紙を持って、この説明資料を持ちながら説明して、理解を深めているところでございます。

その中でやはり公平性の担保というところがございまして、やはりその観点から、やはり違反した方にはきちんと過料を納めていただくというのがやはり制度として重要なのかなというところがございまして、その辺はきちんと説明させていただいて、試行段階でございますが、しっかりその辺は検討させていただいて、進めさせていただきたいと思っております。

○岩佐委員長 はい。

田中委員。

○田中委員 このキャッシュレス決済の導入の試行を始められるに当たって、この今まで現金がないからといって支払われなかった徴収漏れのケースとは、どのぐらいの割合であったのか。徴収漏れの全体と、その中でも現金がないからという理由と、その両方、もし分かれば教えてください。

○皆川安全生活課長 基本的に、現場で違反している方を発見して、指導員が指導させていただいて、その場で基本的には2,000円、現金で払っていただいていると。ただ、やっぱり持ち合わせがない方というのは当然いらっしゃるんで、その際には納付書を渡して、後日支払ってくださいという形で納付書をお渡ししているところでございます。

現在、納付書を含め、徴収率というのは、昨年ベースだと9割ぐらいの方が支払っている形になります。残り10%の方、納付書をお渡しして支払われない方がいらっしゃるんですけども、その方には督促状で支払いのほうをお願いしているという状況でございます。

○田中委員 ありがとうございます。そうすると、現在、督促状をお支払いしている方々に対して、このキャッシュレス決済の導入というのが有効になるであろうという見込みだと思うんですけども、それはどのぐらいを見込まれているのでしょうか。

○皆川安全生活課長 見込みのほうは、なかなか難しいところなんですけども、実は先行している渋谷区さんが、この6月からポイ捨てに過料を徴収するという形で始められたと思うんですけども、ちょっと渋谷区さんもその際に今回キャッシュレス決済を導入したというところなんですけども、キャッシュレス決済は、徴収率は上がって、キャッシュレス決済の支払いもありますと。現状、渋谷区としては有効であるという形でご回答は頂いているところでございます。

やはりちょっと試行でやってみないと、なかなか見込みというのもつかめないところなんですけども、やはり現金で払いたいという方もいらっしゃいますし、ないのでキャッシュレスで払いますと。基本的には現金で払っていただくという姿勢は変えずに、キャッシュレス決済という方にはキャッシュレス決済で払っていただくかなと思っているところでございます。

○田中委員 そうすると、現在現場で支払われない方がどういう理由で支払われないかというのは、調査はされていないような現状なんでしょうか。

○皆川安全生活課長 その場で支払わない理由は、やはりその場でお金を持っていないという方が大多数だと思っております。やはり一部払いたくないという方も当然いらっしゃる

るんでしょうけれども、そういう方にはきちんと納付書をお渡しして、後日支払うようにお願いしているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 これ、今、日本の方も現金を持たない方が多い。だんだん私の周りも多くなってきているんで、すばらしいなと思うんですが、これ、導入費用と年間維持費というのはどういふようになっていっちゃうんでしょうか。

○皆川安全生活課長 端末代として約1台9万円ぐらいになります。その他システム使用料とかで約200万ぐらいだったと認識しております。

○岩佐委員長 えっ。端末何台。端末は何台なんですか。

○皆川安全生活課長 失礼しました。端末は6台。

○岩佐委員長 6台。ありがとうございます。

のざわ委員。

○のざわ委員 あと、これ、ちょっと個人的で申し訳ないんですけど、この対応可能な決済手段というのは、現金以外の、ここにクレジットカード等々が書いてあるんですが、これって流通している決済手段の何%ぐらいをカバーする決済手段でございますか。

○皆川安全生活課長 ちょっと何%かという数字は持ち合わせていないんですけども、国際的なクレジットカードブランドというのは6大ブランドというものがございまして、VISA、銀聯、アメックス、Master、JCB、ダイナースというところは全て押さえているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 あと……

○岩佐委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 あと、もうお話の中にもありましたけど、この外国人の旅行者の方を中心に、告知というものも必要になってくる。日本人の方は大体分かると思うんですけど、必要になると、徴収率も上がるんじゃないかなと思うんですが、その告知について今後どのようにお考えでしょうか。

○皆川安全生活課長 試行の前にSNSとホームページのほうで周知させていただきたいと思っております。

○岩佐委員長 よろしいでしょうか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 先ほど6台というのは、試行で6台ということの意味ですよ。端末機。

○皆川安全生活課長 そのとおりでございます。

○はやお副委員長 それで、じゃあ将来的には何台を見込んでいるのか。それと、予算化についてはもう当初予算に入っていたのか、入っていなかったのか。これは予備費でやるのか、何の費目でやっているのか、今後はどういふふうにするのかということをお答えいただきたい。

○皆川安全生活課長 現状として6台という形で進めさせていただいております。それは、

今、指導員のほうが24名おりまして、2人1組でやっていると。大体12なので、勤務関係上、月16日勤務になってくると、大体1日6組ぐらいが出れるという想定で、6台という想定で進めさせていただいております。

当然、今後、指導員の方が減ったり増えたり増減があった場合には、当然それはそれで対応を考えていかなきゃいけないというところでございますが、今現状としては6台でちょっと進めさせていただきたいと思っているところでございます。

すみません。このキャッシュレスに関しては、当初予算のほうで入れさせていただいているところです。その項目費用については、ちょっと今、手持ち資料にないので、ちょっとすみません。

○はやお副委員長 分かりました。入っているということ。

○皆川安全生活課長 入っております。申し訳ありません。

○はやお副委員長 分かりました。ただ、もし民間でいくと、じゃあこれだけの例えば当初費用で、運用費用で200万、そしてまた1台9万の六九五4で250万ぐらい、また増やすとすれば大体300万ぐらいかかるだろうというところで、じゃあ必ず出てくるのが、納付書の代わりにやっていたものがこれに充当したり、一番のところは公平性というところに、お金には代えられないものだとは思っただけけれども、この辺というのはどういうふうなバランスを考えて、この経費についての必要性、妥当性を考えたのか、お答えいただきたい。

○皆川安全生活課長 副委員長がおっしゃるように、一番はやはり公平性かなというところで考えているところでございます。費用対効果の、初年度はやはり初期費用でシステムの設計費用とかがどうしてもかかってしまう部分がありまして、その部分が乗っかっているので若干高くなっているというところでございます。月々のメンテナンス費用とかを含めて、そういう形で計上させていただいている費用でございます。

将来的には、やはりキャッシュレス化、今現状として日本で進んでいるところはございますので、やはり現金を持ち歩かない方が払わないよというんじゃないで、やはりきちんと公平に過料として、制度としてある以上、きちんと公平に支払っていただくということで、このキャッシュレス化を進めさせていただいた次第でございます。

○はやお副委員長 そうでしょう。お金だけの費用対効果とか経済性効果とかというだけの話ではないというのは、やっぱり行政ですから、富の再分配をするところですから、やっぱりお金だけのことではないということは理解しました。

今後、一つは、よく分かるけど、もう少しきちっと説明しなくちゃいけないのは、なぜ秋葉原地区のほうから結局は今回の試行をしようとしているのか。そしてあと、今後そういうものをやりながら、通信エラーとかというふうな決済トラブルが起きたときにどういうふうに対処するのか。これが非常にノーマルな、ノーマルというか非常にポピュラーな仕組みだからということなのかもしれないけど、その辺は、この2点だけは確認したいと。

○皆川安全生活課長 まず、秋葉原からちょっと試行させていただくのは、やはり違反者が、昨年、一昨年とやはり半分近くは秋葉原というところがございまして、問題点の洗い出しや指導員の習熟をするには、やはりたくさん違反者がいたほうが機械の習熟頻度が上がるのかなというところで、秋葉原に設定させていただいているところでございます。

通信エラーの関係なんですけど、これについても、試行の段階では職員も一緒に帯同し

て、通信エラー時にはきちんと対応できるようにさせていただくとともに、そこのどういった、酷暑ですとか、昨日みたいに突然の雷雨ですとか、そういったときにやはり何かしらトラブルがあったときに、やはりどういう問題が発生するのかと洗い出しをするためのやはり試行期間ということを設けさせていただいているところでございます。それで、しっかりと2か月間でその辺を洗い出して、その辺の対処をして、10月1日からしっかり全面的に運用させていただきたいと思っているところでございます。

○はやお副委員長 最後。そういうところをやって、これもちょっと矢継ぎ早に部分的にいろいろ出てきているわけですよ。結局は、先ほどの過料についても値上げしていきましようよ。そしてまた、今回システムでこういうことで公平性を保っていきましようよ。それはすごくよく分かる。

でも、ただ、結局はたばこのこの環境条例を設定したときに、この前も言ったけど、たばこ税を頂いているというところでありながら、どういうふうにこの両立するものを整理しという全体計画なんですよ。全体計画がこういうことだからこういうふうにしています。今、部分でやってくると、あ、そうそう、いいことだね、いいことだね、となっちゃうんですよ。それで気がついてみたら全然違って、もうあれになってくるとなると、だから何度も言っているのは、全体計画の中でどういうようにこのフレームがあって、そしてこういうふうにやって推進していきますよという整理を、やっぱり早く報告書で。まあしょうがない。急ぐことで、あと実際のキャッシュレスの時代というのは先行することだから、否定はしませんけれども、やっぱり区民に対して、このところの禁煙者、喫煙者に対するその辺の強制みたいなところもある。今度はやっぱり子どものことを考えれば、さっき言った公園の問題も出てきている。そのこのところを、こうですよという整理をきちっとしないと、もう付け焼き刃と言ったら申し訳ない。暫定的な、暫定的なということだったら、ちょっと我々委員として、議員として分かりにくい。

この前も話したように、道路公園課のほうのにも関係していますよね。あと教育も関係しますよね。そして保健も関係しますよねと総合的なことだから、この辺のところの整理をどういうふうに進めていくのか。その辺のところはもう一度、何度も聞いているけれども、お答えいただきたいと思います。

○皆川安全生活課長 この条例ができたときに、やはり喫煙者と非喫煙者の共存というところが大前提でございます。その施策で、やはり条例ができてから来年で25年を迎えるに当たって、やはり時代の背景もいろいろ変わってきているところがございます。やはり根底にあるのは、先ほど副委員長がおっしゃられたように、喫煙者と非喫煙者の共存という形で全体像は変わっておりません。ただ、やはり喫煙者側の要望、非喫煙者側の要望、それぞれあるところで、それを全部落とし込むことはなかなか条例上難しいんですけども、一番はやはり誰もが健康に生活できる。非喫煙者、喫煙者も誰でも健康的に生活できるというのがやはり根底にあるべきかなというところで思っているところでございますので、その根底の全体的な部分については早急にお示しできるように進めさせていただきたいと思っております。その方針が決まりましたら委員会に適宜報告させていただきたいと思っております。

○はやお副委員長 これはもう答えなくていいんですけど、答えないことを質問しちゃいけないんですけども、ルールからマナーへ、マナーからルールへという話を、なっている

という大きな筋の流れもあったわけですよ。ですから、そののところについて、この辺のところもやっぱりルールを強化する流れだから、そうしたら、その大方針もやはりきっちとこの計画の中に盛り込んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い。またそれを答弁しちゃうと、またキャッチボールになっちゃうから、そのところは留意して対応していただきたいと思います。

○岩佐委員長 答えなくていいということで。
よろしいですかね。

ほかに、ご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですか。はい。それでは、（２）過料徴収におけるキャッシュレス決済の導入についての質疑を終了いたします。

次に、（３）九段生涯学習館の代替施設について、理事者からの説明を求めます。

○沖田施設整備担当課長 それでは、地域振興部資料３に基づきまして、九段生涯学習館の代替施設についてご説明いたします。

九段生涯学習館につきましては、再開発事業に合わせて昨年度に基本構想を策定し、本年度は基本計画の策定に向けて検討会を立ち上げるなど、具体的な検討を進めているところでございます。その中で工事期間中における代替施設が課題となることから、検討を進めておりまして、このたび代替施設を確保する方針となりましたので、報告させていただくものでございます。

それでは、項番１をご覧ください。九段生涯学習館は九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業の地区内に所在しておりまして、区が従後に取得する権利床については、九段生涯学習館として生涯学習館の機能更新を軸に検討しております。一方で、本再開発事業の施行により、施行地区内に所在する九段生涯学習館は、今後、明渡しを求められる予定でございます。こうしたことから、区有施設の明渡しに伴う補償として、再開発組合に九段生涯学習館の代替施設を求めてきたところ、仮移転先として神田小川町二丁目ビルが選定されることとなりました。仮施設につきましては、再開発組合が賃借人として賃貸借契約を締結し、区がその物件を使用することとなります。

物件概要につきましては項番２をご覧ください。物件名称は神田小川町二丁目ビルです。物件は１棟貸しとなりまして、所在は小川町二丁目３番地にあります。小川町駅、淡路町駅、新御茶ノ水駅から徒歩３分圏内、神保町駅からは徒歩７分圏内に位置しております。築年月は１９９１年３月で、一定程度経過しておりますけれども、今後、再開発組合にて内装改修を実施する予定でありまして、利用環境の改善を図ってまいります。また、代替施設の延べ床面積は約２,２１３平米でして、現施設に対して約６００平米の減少となりますけれども、減少部分は廊下ですとか電気室等のバックヤードで、利用者が使用する居室の機能については現状を維持できるものと考えております。

項番３でございます。仮移転先の検討経緯でございます。現九段生涯学習館の明渡しに伴う補償として代替施設を要求したところ、再開発組合から５件の物件が提示されております。しかしながら提示された物件はオフィスビルで、セキュリティカードが必要であったり、平日２０時以降や日曜、祝日については夜間通用口が出入口となるなど、不特定多数の利用には条件が適合しなかったり、ほかのテナントが入居していることから、音・振

動が出る活動を一定程度制限されることもあり、生涯学習館固有の諸条件を十分に満たす物件ではないことを確認しております。そうしたことから、区も不動産事業者を通じて照会をかけたところ、50件超の物件情報を取得しております。このうち、立地、開館時間、エントランスセキュリティの煩雑さ、防音・振動への対応、バリアフリー対応の観点から、施設固有の諸条件に見合う物件として神田小川町二丁目ビルが仮移転先の候補となったため、再開発組合による補償対象として調整し、借入れ先が選定されることとなりました。

裏面をご覧ください。項番4の代替施設の整備スケジュールについてです。8月上旬に再開発組合理事会にて本物件の賃貸借契約について付議され、承認されれば、その後、レイアウト検討や設計に入ります。今後は権利変換手続もあるため、スケジュールは確定的ではないものですが、年明けの令和9年から内装工事を実施し、その後、移転する予定となっております。

最後に、項番5ですが、移転先の物件の外観や平面図、施設位置図を載せております。平面図につきましては1階と2階のみですけれども、1階以外の階はおおむね2階の平面図の規模となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。説明いただきました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。はやお副委員長。

○はやお副委員長 今回のところについては、まあ、確認しなくちゃいけないということではないんだけど、50件のうちから5件に絞られたという考え方でいいのか。また、この5件に絞られてここに来たというのは、それぞれの観点とか視点は書いてあるんだけど、この辺、50件から5件ということに絞られたという、その何というのかな、判断経緯みたいなところはもうちょっと詳しく答えていただけますか。

○沖田施設整備担当課長 まず再開発組合から5件の物件が提示をされております。その5件の物件につきましては、今申し上げたとおり、立地条件ですとか、それからフロアの配置、ワンフロア当たりの規模、それからアクセス性、そういったものを加味しまして、今回、生涯学習館の施設固有の条件に当てはまらないということを確認しまして、我々のほうで不動産会社のほうに照会をかけたというところでございます。

その50件の照会につきましては、現在の居室の面積から、大体廊下等の共用部を20%と仮定して規模を算出しまして、この照会をかけたというところでございます。さらには期間については2026年頃から約7年程度入居可能な施設であったりとか、生涯学習館としての利用継続が見込める、そういった不特定多数の利用ができるような物件について照会をかけたというところでございます。

この50件からどういうふうに抽出していったかというところでございますけれども、幾つか評価基準を我々のほうで設けて、そこで評価づけをしていったというところがございます。少し長くなりますけれども、九段下駅からの近さですとか、それから立地、あとは面積、あと先ほど申し上げた入居可能な時期ですとか、フロアの構成ですとか、それから賃料等も我々のほうで勘案して調べているところでございます。そのほかエントランスのセキュリティの複雑さ、今回は生涯学習館で不特定多数の利用があるということから、民間ビルであれば事務所機能が入っておりますので、例えばセキュリティカードを持っていないと入れないといったところもございまして、そういった利用を考えたりですとか、

あるいは5件のうち例えば2階と4階でテナントとして貸し出せるというような話もありましたけれども、真ん中にほかのテナントが入っていることから、音、振動の問題等もございまして、そういった物件は見送ったというところでございます。

学習館については、音、振動と、それからセキュリティの煩雑さ、そういうところが一番中心に重要なところだと考えておりまして、今回、1棟貸しのこの小川町二丁目ビルに絞ったというところで、検討経緯にはなっております。

○はやお副委員長 ちょっと確認ただけで、何かといったら、本当にあってよかったなというふうに思っているぐらいで、お疲れさまでしたと言いたいぐらい。でも、ただ、一応委員会の立場として、この辺がどういうふうな経緯であったかということはちょっと議事録に残さなくちゃいけないんで、あえて聞きました。

あと、ここのところについて、やっぱりどこまで話せるのかということなんですが、結局はこの再開発で、またここのことを、今回のところではお金がかからないということでもいいのか。そして、この今後の契約だとか費用負担ということの背景からどうなのかというと、これはあくまでも組合だからだと言いながらも、我々のほうからすると、共同で権利を提供して、そしてまたインセンティブを与えるわけです、容積の。そうすると、そこからというのはかなりの税投入もされるということからしたときに、費用がどのぐらいかということについては、ただ、あれで言いながらも、実際のところからすると、大きく回っていったらば、やっぱり公的な資金が導入されるということになるわけですよ。だから、ちょっとその辺のところについての資金の押さえというのはどう考えているのか。

○沖田施設整備担当課長 今ご指摘ございました補償基準につきましては、これから再開発組合のほうで整理をされるということで、補償の契約についてもその後になります。ただ、今回の物件につきましては、もともと補償基準の中で現九段生涯学習館が九段下にあるということから、九段近辺のビルを借りた場合の賃料が一つの基準になるというふうに聞いております。その基準内でこの小川町二丁目ビルについては賃貸できるということを確認しているところでございます。

また、内装工事につきましても、この補償基準の中で今収まる予定で考えておりますけれども、それ以上何かを求めることがあった場合には、この補償基準を超えた部分の支払いが出てくるといった、そういったスキームというふうに確認をしております。

○はやお副委員長 そういう今はざっくりとしたことなんでしょう。だけどやっぱり今後については、このところについては、やはり地権者として、そしてまたインセンティブを与える区としてのそここのところを注視して、やっぱりある程度分かってきたところでは、節目節目で報告をしていただきたいと思います。どのぐらいかかるのかということについてのチェックは必要だろうと思いますので、組合のほうとの関係もあるので、公開できることとできないことというのは十分分かった上で、でも、かなりこのところは、地権者であり、何度も繰り返すけど、インセンティブを与える立場からしたときに、場合によっては、これ、税金も投入されますから、その辺のところについての報告はきちっとチェックしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 地権者という立場を取りまとめることから、私のほうからご答弁申し上げます。

先ほどはやお副委員長がおっしゃっていただいたとおり、こちらは地権者でもあり、イ

ンセンティブを与える立場でもございます。このため、補償の関係が示されましたら、当委員会のほうにもご報告してまいりたいと思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。いいです。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何かご質疑は大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、（３）九段生涯学習館の代替施設についての質疑を終了します。

以上で地域振興部の報告を終わり、政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（１）令和９年度予算編成方針について、理事者からの説明を求めます。

○小菅企画課長 それでは、令和９年度予算編成方針につきまして、政策経営部資料１に基づきご報告いたします。

初めに、予算編成方針の位置づけでございますけれども、予算事務規則に基づきまして区長が会計年度ごとに定める予算編成に関する基本方針でありまして、来年度に向けた区政運営の方向性について、組織内部の意思統一を図るために内部向けに示すものでございます。各部が当該方針を踏まえ予算見積りを行いまして、区長が調整、決定した予算案を区議会の審議に付し、ご議決を頂いて、予算が成立するというものでございます。

それでは、内容について簡潔にご説明申し上げます。

まず、構成としまして、上の四つの段落で、区を取り巻く社会状況や課題、取組に関する考え、そして、「また」以降から行政運営、組織運営について、そして、最後に記書き以降で編成に当たっての基本的な方針となっております。

今回のポイント、昨年度との違いになりますけれども、大きな考え方は昨年度と同様にはなりますけれども、インフレでしたりＡＩ時代といった社会状況を捉えるとともに、これまで課題になっている部分、また議会からもご指摘いただいている部分をこれまで以上に強く認識していく必要があるという考えの下、記載のほうを強くしているというところがポイントでございます。

例えば初めの段落のところで、昨年度の予算編成方針では触れてございませんでしたが、区の財政状況が予算を許さない状況であること、また、「ＡＩ時代の中」という段落の中では、行政運営、組織運営として事業見直し、あるいは業務改革、組織変革の重要性について、かなり強い表現で課題認識を示しているところでございます。

次に、取組につきましては、上から２段目からございますとおり、変化が激しく不確実な社会に対応し、変化を恐れずに先手で施策を展開していく必要があること、災害や酷暑の常態化、住宅コストの上昇といった様々な課題に対応し、安全・安心を守り、子ども、高齢者、障害者をはじめ、全ての区民が安心して住み続けることができるようにしていく必要がございます。加えて、引き続きとなりますけれども、本区の多彩な文化・地域資源を活かし、地域のにぎわいや活力を高めること、地域コミュニティを醸成していく必要性もございます。

これらを踏まえて、最後、記書きとなりますけれども、その前にキャッチフレーズのほうを入れてございます。「千代田でよかった、そう思える毎日をつくる予算」でございま

す。こちらは、首都直下地震ですとか、こちらに記載はありませんけれども、富士山の噴火、あるいはゲリラ豪雨、酷暑、体感治安など、特に安全・安心をテーマに、何かあったときにふと千代田でよかったとだけ思っただけのように、また、区民に身近な基礎自治体として毎日の生活を守っていくという姿勢として、このキャッチフレーズを掲げたところでございます。

記書き以降のほうは基本的に昨年度と大きな考え方そのものに変更はございませんけれども、ポイントとしては、二つ目のほうで事業見直しなどについて強く方針として掲げてございます。こちら、これまでも議会からもご指摘のほうを頂いておりますけれども、様々な課題にスピード感を持って対応していかなければいけない一方で、労働力人口が減少し、人材確保が難しくなることを踏まえ、また、AIの進展も的確に捉え、これまで以上に事業、業務の見直しをより一層推進していく考えとしております。

以上の方針に基づきまして、令和9年度予算の編成作業を庁内議論を行いながら進めてまいります。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 私はこの予算編成方針を三つのポイントで拝見させていただきました、一つは、区財政の先行きは決して楽観視できません。あと、DXを徹底して進める。あとは、おっしゃったような見直すべき事業を大胆かつ確実に見直しと。

その中で、まず一つ、この、区長が「千代田区でよかった、そう思える毎日をつくる予算」というお話を掲げていらっしゃるんですが、その成果をどのように客観的な指標で評価いたしましたり、区民の方に公表していくというようなことも考えていらっしゃるんですか。これからどんな感じでお進めか、もしよかったら教えてください。

○小菅企画課長 こちら成果の分析につきましては、当然、決算議会、決算審議の中で議会の皆様にもご審議いただく部分もあろうかと思えます。また、これまでも課題としてまたご指摘いただいているところで、指標を用いた分析をどのように行っていくかということにも通ずるかなというふうに考えてございます。現状、各分野別計画を中心に指標を設定し、その分野別計画の振り返りだとかで成果検証を行っております。また、区民世論調査においても各施策の重要度満足度というところの数値も毎年取っているところでございますので、決算分析、また指標、世論調査、様々なものを総合的に判断していくという考え方でございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

あと、このAI、DXを、デジタル推進等を積極的に活用とございますが、私たちはとかく、これによって人件費とか時間の削減、行政コストの具体的削減はどうでしょうかということを聞きがちなんですが、こういうことをすることによって、逆に考える時間が増えて、何というんですか、職員の方々が施策を考える方向に時間を使っていくようなふうにしていただくといいんじゃないかなと思うんですが、こちら辺はどのようにコスト削減、時間削減等々を考えていくのか。それか、それをどういうふうにそういう方向として持っていくのかとか、そこら辺、もしよかったら教えてください。

○小菅企画課長 先ほどご説明でも申し上げましたとおり、様々な課題が出てくる中で、しっかりと区民サービスの向上というところに取り組んでいかなければいけないと。その

中で、やはりデジタル、AIを活用して効率化を図っていく。そして職員が、定型的な業務のほうはデジタル化をし、できた時間のほうで例えば地域に出ていくですとか、先ほどご指摘いただいたような、新たな取組を企画立案する、あるいは過去の取組を分析する、そういったところに時間を充てていくのが重要かなというふうに考えてございます。一方で、やはりデジタルを活用していくとなれば、当然、運用経費も含めてコストというところはおかってくるというふうに考えてございますので、そういった費用対効果というところも見ながら検討していく必要はあるかというふうに思いますけれども、先ほどご指摘いただいたような、職員の力をどこに充てていくかというところとセットで考えていくのが重要かなというふうに思っております。

○のぞわ委員 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

あと、この見直すべき事業を大胆かつ確実にとございますが、ここの選定基準、特徴的な見直す事業ですとか、どういう選定基準でこういうふうに見直していきますとか、もしありましたら、よろしくお願いいたします。

○小菅企画課長 こちらの事業見直し、業務改革につきましては、当然これまでも各部あるいは各課において予算編成の中で検討をしてきているものでございます。そこからさらにどう進めていくかということに関しましては、やはり各課、日々の業務対応もでございますので、政策経営部のほうからも積極的にコミュニケーションあるいは支援のほうを行いながら、全庁で進めていく必要があると考えてございます。

その中で、具体的な基準ですとかこういったものを選定していくかというところは、具体的にはこれから予算編成の中で、先ほど申し上げた各課と政策経営部のほうでコミュニケーションを取りながら検討していきたいというふうに考えてございますけれども、やはり例えば過去5年より前から行っている事業ですとか、当然一つ、全てがそうではないですけれども、執行率ですとかそういったものをいろいろと勘案しながら検討していきたいというふうに考えてございます。

○のぞわ委員 どうもありがとうございます。大変、今後の予算決算委員会の考え方に、そういう方向でまた考えさせていただけたらと思いました。

あと最後に、ここ、私非常に注目しているんですが、記の中の、サービスを必要とする人に必要なタイミングで着実に届けるラストワンマイルの視点を改めて認識すると。前回、私、申請主義のほうからプッシュ型の行政へのますますの移行のお話をさせていただきまして、これと同じように、必要なものは進めていきますというお答えを頂いたような気がするんですが、例えば令和8年度でしたら、918の区的全サービスがあるというお話がありますが、その中でここの今申し上げたサービスを必要とする人に必要なタイミングで着実に届けるという、その方向、ラストワンマイルの視点を改めて認識するという方向は、どのような形で進んで、数値的な目標とかはあるのか、もしくは何か考え方とかがありましたら、ぜひよろしくお願いいたします。

○小菅企画課長 まず、具体的な数値目標というところは現状持っていないところですが、今、進め方としましては、千代田区のポータルサイトを運用開始いたしまして、全手続をまずオンライン化でできるようにするというところを目標に、全庁一丸になってデジタル部門が中心となって進めているところでございます。それと併せてポータルサイト構築時にも区民の皆様にはプッシュ通知で案内をしていくというCRMの考え方の下、プ

ッシュ通知というところで行っておりますので、オンライン化と併せてプッシュ通知で、何か知らなかったということがないように、お一人お一人に合ったサービスをご案内していくということが重要なというふうに考えてございます。

そこと併せて、なかなか今具体的にこうしていくというところは難しいんですけども、申請主義ではない、何かこちらのほうからサービスをもう提供していくというようなところも、他自治体で取組等もあるかと思しますので、その辺りにつきましては併せて研究していきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、予算編成方針についてのご質疑はございますか。

○はやお副委員長 ここのところの、私はずっと言ってきたことですから、この特別区民税の顕著に推移している中で、歳出の見直しや財政の先行きの楽観的にできていないとする背景、根拠ということがあるんですが、これ、言っていますよ。予算概要のところにも書いてあった、財政のところ。この辺が根拠になっているのか、新たに、もう何か月かたっているから、どういう根拠でこの文面ができてきたのかを答えていただきたい。

○小菅企画課長 今お話しいただいたように、予算の概要の中で、基金残高の部分でしたが、中期的な財政計画というところで触れている。そこがベースにございます。そこに加えまして、国の消費税の改正の動向ですとか、物価、人件費の上昇、あるいは将来的な投資的経費の増大などを見据えて、こちらの記載をしたというところでございます。

○はやお副委員長 ここのところについては、今後、永田町小学校のいろんな問題も出てきながら、あそこの例えば麹町エリアのところの様々な課題があると。例えば一番町のいきいきだとか、例えば番町の小学校の建て替えだとか、そういうところがあったときに、この辺の、僕は、形式的な話じゃなくて、ある程度のつかみを取るにしても、その実施計画みたいなものがあった財政計画をつくるべきではないかとずっと言っていたわけですよ。その辺のところについて、これを本格的に取り組むということなのか、どういうふうにするということなのか。ここをもう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

○前田財政課長 ただいま中期の見通しについてのご指摘を賜ったかというふうに認識をしております。これもこの予算の概要の中で、財政の見通しをお示しするといったこと、これ自体が実は私どもとしてはチャレンジをさせていただく中で、ご指摘いただいた部分ができるだけ酌み取った形で区民の方にお示しをしていくといった形で進めているところでございます。

一方で、ただいまご指摘を頂きましたいきいきプラザであるとか、このほかにも様々な開発に伴って区の施設をどう取り扱っていくのかも含めて、各種この投資的経費を含めて様々にかかるところというのは、今後も出てくるというふうに認識をしております。

一方で、この中でどこまで書き込みができるかといったのは、段階的なお話がありますし、また、このどうしても状況状況が都度都度社会情勢も含めて変わってくところもありますので、この辺りはこの中での記載というのは難しい状況ではございますが、財政課としてきちっと把握をして、全庁的な形の支出というのを見通しながら進めていきたいというふうに認識をしております。

○はやお副委員長 ここのところについては、まだ読み込めない。実際のところ、やってみなくちゃ分からないというところもたくさんあることも十分理解しています。でも、行

政経営をやっていく場合は、つかみ。つかみをどうやって理解していくかということなんで、そこはやっぱり財政とか企画が音頭を取って整理していただきたいと思うんですね。

その中で何が一番重要かという、普通にやると財政を引き締めるということなんで、マイナスシーリングが発生するんですよ。結局は、何かというと、人口が3万5,000ぐらいに下がったときに、もうありとあらゆる経費をカットしてきたわけです。人件費もそうでした。だからそうなってくると、この言葉が出てくるとなると、どういうふうにアクセルとブレーキをかけていくのかというのが見えないんです。こういうところはブレーキをかけますよ、こういう部分についてはアクセルをかけますよというのが、こういう基準づくりが今あるのか、今後つくろうと思っているのか、そこも答えていただきたい。

○小菅企画課長 ご指摘のとおり、恐らく過去の行革との違いということにもなってくるのかなと思います。また、先ほどのざわ委員のほうからも、DXに関してのご質問とも関係してくるのかなと思います。おっしゃるとおり、こういった財政が楽観視できないという状況ですけれども、一方ではやはり労働力人口、人材確保が困難になっているというところで、それをどのようにやっていくのかということ、委託化ですとか、あるいはデジタル技術を活用してということになってきます。そうすると、経費が増大するのではないかというご指摘にも、あるかなと思います。

なかなかこちらのほうを、じゃあ、一つ一つこういった基準でということでは難しいところでございますけれども、経費が増大するからそれはできないよねということではなく、先ほど申し上げましたけども、やはりそこを総合的に見ていく必要があるというところで、やはり企画もそうですし、人事もそうですし、財政あるいはデジタル部門のほうで連携を取りながら、何か財政が、だけではなく総合的に見ていくことが必要かなというふうに考えてございますので、連携を取りながら庁内で進めてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 財政課長。

○前田財政課長 ただいま企画課長のほうからご説明はさせていただきましたが、財政としても今のところを強く認識しているところでございます。こうした形で企画のほうで所管となって予算編成方針を出していると。これは今の現状の社会情勢に対応していく、区政のニーズに対応していくといったことの方向性を打ち出していると。そして、この実施に当たっては、見直しという言葉の中にはバージョンアップ、更新と、そうした意味合いも含めての対応が含まれているというふうに認識をしてございます。

ここに財政としてはそういったことが編成としてうたわれているというところを認識して、ある意味ではこの財政の支出の部分、引締め部分の役割を担ってございますし、補助金に関しても様々なところに関しても、私どもとしてはそれを適時、連携という名の下、チェック機能を果たしていかなければならないというふうに認識をしているところでございます。アクセルとブレーキといったところでは、そうした庁内の中での連携の役割をしっかりと認識しながら進めていきたいというふうに認識してございます。

○はやお副委員長 このところについて、予算というのは、もう釈迦に説法かもしれませんが、計画をより現実的、具体的に出すのが予算という数字なんですね。この予算編成方針というのは、方針だけでも、よりどういう方向で具体的な予算の積み上げをしていくのかということが分からなくちゃいけないわけですよ。

それは間違いないかということの確認と、そして、記書きのところの上のところ、以

上の認識の下、令和9年度予算は「千代田でよかった、そう思える毎日をつくる予算」と書いてあるんですね。決してつくっていただいたものを、いちゃもんをつけるつもりはないんですけれども、非常に抽象的なんですよ。

というのは何かって、予算はより具体的なんですよ。何を言いたいかというと、「千代田でよかった、そう思える毎日をつくる予算」というのは、来年も使えるんですよ。再来年も使えるんですよ。全年度使ったっていいんですよ。ということじゃないんですかと。抽象論で語るようなものではないんじゃないんですかということをお願いしたいわけ。その辺は、だから予算ということに対する考え方、その何だ、シビア感、そういうのが伝わらないんですよ。

これ、逆に言ったら何か理念みたいな話で、これ、どうなんですかということをお願いして、お答えいただきたいと。

○小菅企画課長 まずこのキャッチフレーズにつきましては、これをこのキャッチフレーズにした理由としましては、先ほど説明の中で、安全・安心をテーマにということと、基礎自治体として暮らしを守っていくというところで申し上げました。特に安心・安全というところは、春に起きた桜の倒木でしたり、ゲリラ豪雨でしたり、酷暑でしたり、現在の課題感というところを捉えて設定したというところがございます。当然ご指摘のように、じゃあ例年これが使えるのではないかとということはあるかというふうに思いますけれども、経緯として、そういった考え方に基づいてこのキャッチフレーズを掲げたところでございますので、そちらについてはご理解いただければというふうに存じます。

また、なかなかこの編成方針全体が抽象的ではないかというようなご指摘もありましたけれども、社会状況が目まぐるしく変化をする中で、やはり基本的な予算編成に当たっての考え方というところをしっかりとここに書き込んでいるかなというふうに思います。財政状況もございますし、先ほど来お話にある業務見直し、事業見直し、また安全・安心を取り巻く直近の課題としてもこちらのほうに記載をしております。当然、抽象的ではないかというようなご指摘はあるかと思いますが、この考え方にに基づきながら、予算編成の中でそれを具体化し、じゃあ基本構想に向けてどのようにやっていくかというところに関しては、将来像に向けた方向性と取組のところで取組まで落とし込んで、また予算審議の際にしっかりとご説明をしていくというところでご理解いただければというふうに思います。

○はやお副委員長 もうこれ、区長決定ですから、これ以上のことは言うつもりはないんですけれども、ただ、結局は予算編成方針ということで、そうかと、職員の人たちが。先ほども言ったように内部向けのものなわけですよ。そうか、こういうところを重点にしていかなくちゃいけないんだと。それで、自分の部署が違ったとしても、こういうところを視点に変えたら、うちの課は、事業部は、こういうことをやらなくちゃいけないんだと思えるような内容にしくちゃ。今説明したように、この安全・安心というところが、そこが僕はキーポイントだと思うんですよ。だって現実、都のほうだって富士山の噴火という話が出ているわけですから、そういう緊急性とか具体性というものにやっぱりしていかなくちゃいけないと思いますので、これは指摘で終わらせたくはないんですけど、それなりに受け止めていただくのが、条例部長かなんかに答えていただかないと、もう課長が答えることではないのかなと思うんで。ただ、これ以上言わないですよ。言わないですよ。

でも、ただ、ここのところについてのやっぱり予算編成方針に対する迫力なんですよ、迫力。そこのところを答えていただきたい。

○岩佐委員長 じゃあ、迫力あるご答弁を。

○村木政策経営部長 ご指名がありましたので、私のほうから。

ただいま予算編成方針につきまして、様々にご意見を伺いました。詳細につきましては、今、企画課長、それから財政課長のほうからお答えしたとおりでございます。また、予算編成方針、なかなかちょっと具体性というところなんですけど、A4一枚程度で書くものですので、そこで具体的な9年度の予算について細かいところまで書くというのは、なかなか難しいところがあるというところではご理解いただきたいと思いますけど、その中でも区としてやっていかなければならないこと、そういったことを、短い単語にはなってしまいますけど、先ほど言った安全・安心ですとか、そのほかの地域コミュニティの醸成ですとか、あるいはデジタル、特にAI、こういったものの活用ですとか、そういったところは出していっているところだと思いますので、各事業部ではそういったところを敏感に感じ取りながら、この予算編成に基づき次年度の予算のほうを事業部とそれから政経部と一緒に策定していきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何か質疑はございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、（１）令和9年度予算編成方針についての質疑を終了します。

次に、（２）組織整備（案）について、理事者からの説明を求めます。

○小菅人事計画担当課長 ご報告に入ります前に、まず組織整備の事務を企画課から人事課に移管しましたことを併せてご報告させていただきます。

先ほど予算編成方針をご報告させていただきましたけれども、これから次年度に向けて予算、人員、組織のほうを編成してまいります。方針の中でも人的資源の有効活用とございましたけれども、人員、組織について、これまで以上に一体的、効率的に運営していくため、組織整備の事務を人事課に移管したものでございまして、人事計画担当課長のほうで担当してまいります。

それでは、組織整備（案）につきまして、政策経営部資料2に基づきご報告させていただきます。

整備内容としましては、環境まちづくり部のゼロカーボン推進技監のポスト名称をゼロカーボン推進担当部長に変更するものでございます。役割に変更はございません。

施行期日は8月1日となります。

こちらは今後予定されている人事異動に伴うものでございまして、当該ポストには現在環境省から来ていただいておりますけれども、派遣元からの要望に基づき、ポスト名を調整したものになります。

ご報告は以上となります。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 すみません。ちょっと、今、環境省というお話があったんで教えていただ

きたいんですが、災害対策・危機管理担当に関しましては部長様が、いろいろ富士山噴火等々、防災の重要性から部長のポストができて、防衛省のほうからいらっしゃいました。今、ゼロカーボン推進技監から部長という、スライドで環境省のほうからご要望というのがありました。これは環境省のこの、RE100、企業自らが事業の使用電力を100%再エネで補うことを目指す国際的なイニシアティブで、世界、日本の企業が参加しているという、この参加企業の方がこの目標の達成ができないんじゃないかということで、ちょっと対策を練っている会社もあるようなうわさを聞いているんです。何かそういうような不測の中で部長というような、行政の中の何か不測の中でそういう部長という名称等々があったとか、何かそういうのを、もし教えていただける範囲内で教えていただけるようでしたら、よろしくお願いいたします。

○小菅人事計画担当課長 今おっしゃっていただいたような経緯ではなく、いらっしゃる方の、技術職かどうかというところで調整がなされ、この名称になっているものでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（２）組織整備（案）についての質疑を終了します。

以上で政策経営部の報告を終わり、日程２、報告事項を終了します。

その他、執行機関から何かございますか。

○齊藤税務課長 その他、３でございます。税務課からの口頭報告になります。税務課からの口頭報告は、住民税の過誤納還付金、いわゆる償還金の予備費充用についてでございます。

当課の過誤納還付金ですが、区民税を納め過ぎたり誤って納めたりした場合に、自治体が納付者へ返還するお金のことでございます。例えば住民税を二重に納付してしまった。確定申告の修正により税額が下がった。株式譲渡や配当所得の申告の結果、住民税を払い過ぎていたことが判明した場合などに、本予算項目により返還することになります。

本年度予算では過誤納還付金について１億８,０００万円を計上しておりましたが、今回７,０００万円の不足が生じることが明らかになりました。このことから、不足分について予備費にて対応させていただくことになりました。

今回の発生要因としましては、配当、株式譲渡の関連の還付が例年より若干増加していることに加えて、１件、過去に得た所得が国税当局のほうで遡って所得として認定されなくなった事案に連動しまして、区に納付済みの住民税についても修正返還する必要が生じたことが要因となっております。

ご報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご報告いただきました。この件について、何か質疑とかご意見はございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、ほかに何かございますか。大丈夫ですか。

それでは、暫時休憩いたします。

午前１１時４３分休憩

午前 11 時 50 分再開

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開いたします。

日程に戻りまして、日程 1、陳情審査に入ります。企画総務委員会に新たに送付 8－18、旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務に関する公募型プロポーザル方式（企画競争）に対する疑問と、校舎原物保存および公適配廃校 14 校の統一アーカイブ化を求める陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情についても旧永田町小学校関連ですので、この後予定している継続審査分と併せて一括して審査をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、（2）継続審査の送付 8－10、永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情、送付 8－15、旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止および適切な比較検討を求める陳情、送付 8－16、旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情、送付 8－17、旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情と一括して審査を行います。

本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いします。

○富澤財産管理担当課長 それでは、新たに送付された陳情に関連いたしまして、これまで本委員会でご報告申し上げました旧永田町小学校校舎に関する記録の保存・活用に向けた取組を踏まえ、情報提供いたします。

旧永田町小学校校舎につきましては、昨年度に実施いたしました校舎及び学校資料の取扱いに関する意見照会、本委員会では委員の皆様から頂きましたご意見、委員会集約の内容などを踏まえ、本年度は、旧永田町小学校に関する歴史的価値や地域の記憶を記録、保存し、将来に継承していくため、デジタルアーカイブを制作する取組を進めております。その内容は、旧永田町小学校に関する人の記憶、校舎の姿、写真や資料をデジタルの形で一体的に記録、整理するものであり、オーラルヒストリー映像の制作、校舎の 3D 記録と撮影、関係資料のデジタルアーカイブ化等を実施するものでございます。デジタルアーカイブ化に当たりましては、建築・文化財分野、教育史分野、ICT、デジタルアーカイブ分野の学識経験者から構成する有識者会議において、旧校舎の文化的・歴史的価値を専門的な知見に基づき確認いただくとともに、記録、保存やデジタル活用の在り方について、ご意見を頂きながら進めてまいります。また、卒業生、元教職員、地域関係者などから募集した思い出やエピソードにつきましても、映像制作やアーカイブ制作に活用し、学校や地域に関わる方々の記憶を記録として残してまいります。

なお、本年度末にはデジタルコンテンツの公表を予定しており、今後も、進捗に応じて、本委員会へご報告してまいります。

情報提供は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。情報提供いただきました。委員の方から……

○佐藤施設経営課長 委員長、施設経営課長。

○岩佐委員長 あ、失礼しました。（発言する者あり）施設経営課長。

○佐藤施設経営課長 すみません。前回7月8日の当委員会でご報告いたしました解体設計の不調といったところでした。旧区立永田町小学校解体設計業務につきまして、その後、内容を確認いたしまして、委託期間の見直しを行い、現在発注中でございます。開札は8月5日でございます。

以上です。

○岩佐委員長 はい。情報提供いただきました。委員の皆様から確認したいことはございますか。

○秋谷委員 すみません。ちょっと確認させていただきたい。ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども。今回、永田町小学校の解体に着手することが地方自治法237条に違反すると、この陳情者はおっしゃっているんですけども、私が条文を素直に読む限り…

○岩佐委員長 秋谷委員、すみません。今の報告に対しての……

○秋谷委員 ああ、ごめんなさい、ごめんなさい。

○岩佐委員長 確認事項なので。

よろしいですか。

○秋谷委員 はい。

○岩佐委員長 今の報告に対しての確認事項は大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。すみません。ありがとうございます。

それでは、前回の陳情審査の際に、この項目が大変多岐にわたっているものでございますから、それをジャンル別に整理して審査させていただくということで確認させていただいたと思うんですけども、正副委員長で整理させていただきまして、資料をご用意しております。テーマを大きく四つに分けまして、送付番号と項目と内容、内容はあくまで概要なんですけども、概要で分けたものをまとめたものをお配りしているかと思います。その順に沿いまして審査をさせていただきたいんですけども、まず、一番最初にボリュームが一番多いと思われる解体設計に関することから始めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

また、前回、審査等にご要望がありました地図等については、インターネットなどで既に見覧可能なものを併せて参考までにSide Booksに掲載しましたので、審査のときにはご確認ください。よろしくお願いします。

それでは、本陳情における解体設計について、執行機関に確認したいこと、ご意見ございましたらお願いします。

○秋谷委員 先ほどはすみませんでした。

今回の永田町小学校は、地方自治法の237条に反すると陳情者はおっしゃっているんですけども、私が読む限り、237条は譲渡や貸付けに関する場面の問題であって、今回の永田町小学校は譲渡や貸付けに当たるものなのではないでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 今回の旧永田町小学校に関しましては、譲渡や貸付けには当た

りません。

○秋谷委員 ありがとうございます。

判例も見てみますと、この辺の判例だと、政教分離の貸付けですね、建物か何か貸し付けたというのと、あと、低廉価格での譲渡の場面の判例があったかなと思うんですけども。確かに、今回は保全ですので、私も、ここは237条が求めている議会の議決が必要な場面とはちょっと解することはできないのかなと思います。

ちょっと続けて、もう一個質問なんですけれども、公共施設マネジメントの原則とあるんですけど、私が調べたところ、総務省が自治体に求めるものであって、公共施設を担当部局の財産ではなく、自治体全体の財産として捉え、長期的かつ計画的に管理していくことを求めると。このような理解で合っていますでしょうかね。すみません。

○富澤財産管理担当課長 ご指摘のとおりかと思います。区のほうにおきましても、令和6年12月に公共施設等総合管理計画のほうを策定しておるところです。

○秋谷委員 とすると、この原則に反する重大な手続的な瑕疵があると、どちらかというと、即しているのかなと私は感じるところでございます。

あと、陳情者の方が——すみません、どこだ。あ、すみません。建築基準法8条ですね、8条で公共財産は常時適法な状態にしておけと書いてあるのですがけれども、32年間それを放っておいたから違法な状態、今回、こんな状態になっているんじゃないかとおっしゃっているんですけども、適法な状態を保つことが8条の趣旨であって、この32年間、永田町小学校が違法、要は建築基準法なりの法令に反するような状態であったことではないですよね。大丈夫ですかね。違法な状態であったというわけではないですよね。

○岩佐委員長 この建築基準法8条との関係をお願いします。

○佐藤施設経営課長 この施設につきましては、適宜、いろいろな使い方をされている、学校関係が多かったんですけども、その使用に即した形での維持管理は適正に行われてきているということを認識しております。現在、倉庫として使っておりますので、その維持管理といったところで、維持管理しておりますのは子ども部のほうでございますけれども、今年度でいきますと、約500万弱の予算を計上し、適切な形で維持管理が行われているというふうに認識しております。

○秋谷委員 ありがとうございます。つまり、あれですよね、32年間、維持保全義務懈怠はなかったと。私もそう思うんですけども、そういった理解に私もなりました。

あとは、そうですね。あ、あと、ちょっともう一個確認なんですけど、建築基準法15条で、除却の場合、都知事への届出が必要というのがあるんですけども、これはどういった場合に適用されるのか、教えていただけますか。

○佐藤施設経営課長 法令関係につきましては、参考資料2のほうにございます。ご指摘の基準法第15条でございますけれども、建物を建てようとする場合または除却、解体する場合について、今回は解体でございますので、解体する場合については、解体工事を施工する者、これは請負者になりますが、それが東京——ごめんなさい、千代田区の場合ですと、建築主事のほうに除却届を提出する。で、千代田区の建築主事から東京都の知事宛て、こちらも建築のほうになりますけれども、お送りするといったところで、除却する場合においては、手続、除却届の提出が必要というものを定めたものでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質疑。

○米田委員 解体設計ということで、8－15のところなんですけど、外神田住宅との比較に関することについてお聞かせください。

外神田住宅については、地下構造体を残して、地盤面からマイナス500ミリメートルまでの解体だったと思います。一方で、永田小学校はプールとか、樹木、擁壁等も解体設計の対象としていることから、区が二重基準を用いているとのご指摘いただいております。ただ、私の理解では、解体範囲は、跡地利用が決まっているかどうかだけで一律に判断するものではないと考えております。建物の用途、規模、地下躯体、擁壁、その他地下埋設など、それぞれの施設条件に基づいて判断するものと思っております。

そこで、ちょっと確認させてもらいたいんですけど、外神田住宅、旧外神田住宅と旧永田小学校では、建物の構造や規模、地下部分の形状、敷地条件など異なっており、同一の解体仕様を一律に適用できる施設ではないという理解でよいのか、まずお聞かせください。
○佐藤施設経営課長 解体につきましては、施設の性質ですとか敷地の条件、あとは地下構造物の在り方とか、様々な与条件によって変わってくるというところがございます。

少し具体的に申し上げさせていただきますと、外神田住宅につきましては、大きな通り、昌平橋通りに面していて、奥行きが11メートル程度しかない。いわゆる解体するための作業ヤードがございませんので、おのずと解体方法、上に重機を乗せて解体して下りてくるという形のものになってくるところでございます。こちらの旧永田町小学校につきましては、学校でございますので、大きな校庭があると。一般的には、大型の重機で校庭側のほうから解体をしていくというような手順になってまいります。小型の重機で解体する場合については、重機の荷重の関係がございますので、一般的にはその下2層に補強のためのサポートを入れる仮設にお金がかかるという部分がございます。一方で、地盤面から大型重機で行う場合については、上から順次解体してまいりますので、その部分の負担がないというところがございます。ただ、表の246になりますが、その通りから、いわゆる重機の搬入口がございませんので、永田町小学校につきましては、その部分の壊し方、解体工法の検討、そういったものをこの解体設計業務の中で検討していくというところございまして、敷地形状等、様々な与条件の違いによって、検討する項目、残し方、それが変わってくるというところがございます。

○米田委員 ありがとうございます。ということは、場所、敷地、解体方法によって解体の仕方は変わってくるという認識かと思えます。

その上で言うと、今回の解体設計の発注内容、行政側の手続については、法令上、契約上、また、財産管理上の問題は確認されていないという認識でいいか、これも確認させてください。

○佐藤施設経営課長 今回進めております解体設計につきまして、特段というか、全く問題のないものということで認識してございます。

この陳情の中で様々にご懸念があるのかなといったところが、この陳情につながってきている部分かなと思っておるところもございます。地下のドライエリア部分の擁壁でございますとか、敷地高低差がございますので、そういった部分の擁壁の対応等もあるかなと思っておりますので、そういったところにつきましては、この解体設計業務の中で検討を行っていくというところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。ほかに何かございますか。

今、擁壁のお話が出ていましたけれども、擁壁とか、何か一体構造調査がないと、これは手続的に瑕疵があるんじゃないかというご指摘があるので、ちょっとそれが心配になったんですけれども、その部分について、ご説明を補足できることがあればお願いします。

○佐藤施設経営課長 陳情の中で擁壁と校舎地下室の一体構造調査の欠如というようなご指摘を頂いているところでございます。ご指摘の部分につきましては、永田町小学校は昭和12年に竣工してございますけれども、そのときの建物ではなく、ちょっと年数は、調べて分からなかったんですけれども、その後、受水槽室、上水、水を飲むための受水槽室、そこを造っておりまして、その際に構築した、校庭面から見ると地下になりますけど、横の道路から見ると地下1階という部分の一層建ての部分なんですけれども、その部分のことを言われているのかなと思いますが、構造的には昭和12年の校舎と縁は切れておりますので、その今申し上げた部分と擁壁の部分については、解体設計の中で調査を行っていくというところでございます。擁壁とその建物等の図面もございませんので、まさに現地の調査を行って、あるいは残し方を検討していくという部分になろうかというふうに認識しております。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問は大丈夫ですか。

○秋谷委員 すみません。あと、地下埋設物設置者との協議、近接施工協議というんですかね、これは一体どういったものなんでしょうか、ちょっと教えていただければ。

○佐藤施設経営課長 ご指摘いただいている部分で、近接協議といったところで、東京メトロ5路線を含む7機関とのといったところでございます。まず、東京メトロにつきましては、参考に参考資料1といったところで、旧永田町小学校周辺の地下鉄関係のものを国土地理院の地図でお示ししている部分でございます。東京メトロのほうでは、地下鉄の構造体から20メートルの範囲内で新築あるいは解体等を行う場合については事前協議が必要というものを言っております。それが地下構造物に与える影響、あるいは振動等もあるかもしれませんけれども、実際に今般のことでいいますと、解体の設計の段階で事前協議として該当するのか、しないのか、あとは、解体する場合の制限等を事前に打ち合わせするといったものでございます。

そのほか、この場所からいきますと、上水ですとか、下水、あと、電気、ガス、通信、それから警察とか消防、あとは、前面道路が国道になってまいりますので、道路管理者等々と事前協議を行う必要がございます。これら、事前協議がまさに解体設計をするための前提条件としてなっておりますので、それらを踏まえた形での解体の仕方、あるいは一部の残し方、例えば、今、下水道と申し上げましたけれども、建物内に最終ますがあって、道路の下で下水本管につながっているんですね。その場合、解体したときに、どこまで撤去するのか。いわゆる道路の下で下水管の部分をどう蓋をするのかとか、そういったものを確認していくと。下水の場合ですと、一般論で申し訳ないんですけども、かなり古い下水管とかがあったりすると、こちらが認識しているものと相手が認識しているもの、また、実は現場が違ったりという部分もございますので、そこら辺を共有しながら、場合によっては、下水道の方と現地確認して、残し方の協議をします。

そういったものを事前協議として解体設計の中で行っていった、解体の設計の中に生か

していくというのが事前協議でございます。

○秋谷委員 もちろんなんですけど、解体するときはやるんですよね。事前協議をするんですよね。千代田区として解体する場合は、もちろん事前協議するんですよね。

○佐藤施設経営課長 千代田区に限らず、どこでも解体する場合については事前協議を行って、それを踏まえた形で解体設計というのが当然と認識してございますので、どこでも行うものでございます。

○岩佐委員長 陳情の中では、事前協議が要は入札の前に行われていないと駄目なんじゃないかというご指摘だったと思うんですけど、その事前協議のタイミングに関しては、ちょっといろんな協議が段階的にあると思うんですけども、どんな協議が段階的にあるのかということと、あと、それがどこでやったら適法で、どこでやったら違法なのかというのがもしあれば教えていただけますか。

○佐藤施設経営課長 大本のいろんな上水・下水、ガス、電気等、多岐にわたりますので、法令部分がこれによってこうだということところがなかなかちょっと難しいところでございますけれども、解体工事に着手する前までに全てが了解いただいて整っていないと解体工事ができないというものでございます。ただ、その部分の法令根拠というのは、今ちょっと手元に持っておりませんので、あれでございますけれども、当然、事前の協議を行い、解体設計を行い、それを踏まえて、解体工事の発注をし、実際に着手する段では全てが片づいていないといけないというものでございます。

○岩佐委員長 なるほど。分かりました。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 これを壊すなという方と、これは有効利用していこうじゃないか。区のほうとしては、留保財産ということで整理をしていこうということ。ここをちょっとやっぱり僕は懸念するところは、当初は耐震性の云々かんぬん、やってみたら耐震性は問題なかったじゃないかと、そういうところについては若干私も不満なんです。だけど、そうはいいながらも、区のオール千代田でどういうふうに留保財産を活用していくのかということについての視点というのは、これはまた経営の視点であると思うんですね。そのところで板挟みながらなってくるのは、反対者が必ずいるという行政のこういういろんな様々な課題の中で、一番大切なことは、ここにも書いている「due process of law」ということなんですよ。手順・手順がいかにかきとされているかと。そうやってきたときに、我々としては、やっぱり手順・手順がされているんだから、これについては様々なご意見があるけれどもという話になるわけです。

今回のところで、今、やっぱり分からなかったことが、結局は、例えば、先ほどのメトロの5路線を含むという7機関とのそれぞれの調整ということ、協議ということなんだけど、どっちが先かよく分からないんだけど、今の説明から来ると、僕が今受け止めたのは、やっぱり解体設計が進む中にこれが整理されていくというふうに認識したわけね。だけど、やっぱり陳情者のほうからすると、それをどういうふうに行くか、パラレルにやるのか、埋設にして、デュープロセスなのか分からないけども、こういう調整した前提条件がある程度分かった上から設計に入らなくちゃいけないんじゃないのと、そういう業者を決めなくちゃいけないんじゃないという議論なんだよ。だから、そうしたときに、問題がないということについて、ここのところはもう少し分かりやすく説明していただくとありがた

いかな。だったら、手順・手続は問題ないじゃないかというふうに陳情者に説明できますからね。

○佐藤施設経営課長 事前協議の時期の問題かなといったところでございますけれども、かなり多岐にわたるといったところと専門的な部分を要するということもございますけれども、今まで解体を行ってきた建物全てにおいて、解体設計の中で事前協議を行ってきているというところはございます。ただ、もうそれこそ30年ぐらい前のときについては、自前で設計をしておりましたので、そのときは、職員が各部署に行き事前協議を行ってきたということになります。ただ、事前協議自体は当然必要なものになってまいりますので、発注前に行うのか、発注してから行うのかといったところの時間的な違いはございますけれども、ただ、解体するに当たっては、当然必要な業務でございますので、その部分が後先というものは、区が先にやるべきなのか、あるいは受託者がやるものなのかとは、そんなには大きな問題がないのかなというところはございます。

その部分で特に問題は生じていないものと認識しているところでございますし、ご指摘いただいております外神田住宅、旧外神田住宅につきましても、同様に解体設計の中で各所との事前協議を行ってきているというところでございます。

○はやお副委員長 このところは、我々も専門家ではないから、やっぱり執行機関の専門的知見をそういうふうにおっしゃるならば、場合によってはグレーなのかもしれない。どちらが先かというのは、ハンドリングは、逆に言うと、こちらに任されていることであるということであれば、手順・手続については瑕疵がないというふうに僕は言えることになると思うんで、そこはちゃんと明確に今の答弁からすると、いろいろ順番が逆はあるかもしれないけど、そういうふうに行って進めてきたということなわけね。だから、それは分かりました。

ただ、あと、一番気になることが、以前も話したように、ライフラインのいろいろな様々なところというのはそれぞれ課題があって、解体のところについては整理しておかなくちゃいけないことだとは思いますが、ただ、一番心配しているのは、僕、与謝野先生から以前聞いたことがあるって、この前も話したように、永田町駅というのは、非常に、何というんですかね、戦前のときに、もしいろいろな様々な問題が起きたときに、陛下だとか、場合によっては、大本営みたいなものが何か秘密のところがあるというような話をちらっと聞いたことがあったんで、そういうところについては、そこまで深く掘らないから問題ないという説明なのか、そういうところについてはもう十分検証されていて、課題としてはないというふうに思っているのか、その辺のところが、これはまだ僕が仄聞するところだから、何というのかな、全然根拠がない中であれだけど、ただ、あそこは非常に頑強にいろいろな施設があったんじゃないかという、逆に言うと、地下鉄よりもそっこのほうを私はちょっと心配している。その辺の知識って、今、こういうふうに行っています、そういうのはないですとかというなら、その辺のところをお答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 国の中核という部分がございまして、戦前でございますが、そのようなといううわさ程度になりますけれども、そういうことを聞いたところがあるところから、国会議事堂に地下通路がつながっているとか、そういう話とかも聞いたことはございますが、今、私どものほうで調べておりますもの、いろいろございますけれども、そういった中で、そういったものは発見されていないというところがございます。

敷地自体が区のものでございますので、その下に万が一何かあったとすればですけども、その所有者との協議になるかなと思うんですけども、現時点では、そういったものはないというところの認識でございます。

○岩佐委員長 今、万が一、敷地の下に……

○佐藤施設経営課長 委員長、すみません。

今回、解体設計を発注いたしまして、建物を解体するということでございます。今、予定しておりますのは、地下室がございますのが表通りから向かって左側の一部というところがございまして、その残し方、擁壁等も含めて、構造的な検討が必要と。それ以外の部分については、地下がございませんので、今、地下の基礎までを解体しようというところを仕様書の中に入れているというところでございますので、解体の中で、万々がー、地下が云々という場合については、影響がないものであろうというふうに認識してございます。つまり、影響がもしもあるような深さに入っていたとすれば、当然、記録もあるでしょうし、その建物を建てる際に影響が出る、昭和12年に建てる時に影響が出る話でございますので、仮にですけども、あったとすれば、かなりの深さ、深度があるのかなと思いますので、解体工事の中でそこへの影響、あるいは陥没するとか、そういったことはないものであろうというところで認識するところでございます。

○岩佐委員長 これは、万が一、地下があった場合に、先ほど所有者の方と協議という話をしていたと思うんですけども、それはこれから賃貸借とか、要は、この地上権についても記載があったんですけども、東京メトロなんか敷地の下を通っていると。何らかの利用権があると思っていて、地上権だった場合には、そこからお金が取れると、それが普通だと思うんですけども。これは、建物の有無によって、地上権の価値というのはそんなに変わるものなんですかね。そもそもちょっと地上権というか、何かしらの利用に関する権利がどのように設定されるのかということも併せてご説明いただけないでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 現在、敷地の一部が換気塔の用地として、また、敷地の地下部分を東京地下鉄の連絡通路等として、東京メトロのほうにそれぞれ貸し付けております。これによって、貸付収入を得まして、区有財産の有効活用を図っているところでございますが、これらの契約につきましては、土地賃貸借契約によるものでございまして、区分地上権のほうは設定されてございません。

○岩佐委員長 賃貸借契約。ということは、賃料をそのまま頂いていて、建物の土地の状況にかかわらず、賃料のお金は変わらないという認識でよろしいんでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 おっしゃるとおり、区分地上権というのは設定されておりますので、公有財産表に基づき、土地の価格のほうは貸付額を算定いたしまして頂いているところです。ですので、区分地上権がないんですけども、仮にあった場合は、確かに減額等はあるかもしれませんが、現在はございませんので、そういったことは、減額等はありません。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。大丈夫ですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 僕も専門家じゃないから、擁壁と校舎の地下室との一体構造調査が欠如しているよと言っているんですけど、この辺って、何か認識されているところがあるの

かどうかということなんだよね。というのは何かといったら、僕は、構造的にといたら、そういうところが解体に際して何か課題があるというのが非常に心配だから、その辺はどういうふうに区のほうとしては理解しているのか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 すみません。先ほどちょっとご説明したところでございますけれども、表の246から向かって左側のところで坂を下りていったというところがございます。地上3階建てなんですけど、地盤が下がっている関係で、通りから見ると、横の区道から見ると4階建てになっていると。その先の部分なんですけれども、一層建ての建物がございます。その上は校庭になっていると。その部分は昭和12年ではなくて、それ以降に建てたものなので、校舎との一体性はないと。ただし、横の擁壁と近づいているような部分がございますので、その部分については、今、実は地下部分は残していこうというふうに考えてございます。ただ、今回、擁壁の調査等も解体設計の中で発注いたしますので、その中で擁壁の状況、それと、先ほど冒頭でちょっと申し上げました解体重機の搬入方法、そういったところを併せて、どこまで壊していくのかというのは最終的には決定していきたいなと。その中で調査を行っていくというところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 あとは、まだ私。先ほど、秋谷委員がちょっと幾つか法律を確認していて、ちょっと地図も出していただいたんですけど、都市計画道路の関係で、これは少し一部かかっているのでしょうか。かかっていた場合に、解体設計とどのように影響があるのかというのをご説明いただけるとありがたいんですけども。

○佐藤施設経営課長 参考資料3といたしまして、千代田区都市計画図というものををご用意させていただいております。これは、まちづくりのほうで販売、あるいはホームページ等で公表しているものでございます。図面の地図の真ん中、赤色でお示したところが旧永田町小学校というところがございます。都市計画道路でございますが、その下、茶色で示したところ、これが都市計画道路補助21号線というところでございます。右下のほうに凡例を記載してございますが、この部分については未完成区間というところになってございます。この部分自体は、道路は区道なんですけれども、区道とのやり取りの中で、幾つか場所はあるんですけども、この部分については、東京都のほうで行うといったところになっております。ただ、東京都も、各場所、都市計画道路でございますので、その中から優先整備路線というものを定め、積極的に進めているというところでございますが、この補助21号につきましては優先整備路線には入ってきていないというところでございます。

この旧永田町小学校と補助21号との線引きの部分というのが、実は、区のほうでデータ、情報等は持ってありませんので、細かい数字等については東京都のほうで持っているというところでございます。ただ、ここの部分でかかった場合、ちょっと分からないですけど、かかった場合については、白山通り等が分かりやすいかなと思うんですけども、いわゆる都市計画道路がかかっている場合の、道路ではないんですけども、そこで制限がかかってくると。その上に建てられる建物については、鉄骨とか木造とか簡易に壊せるものじゃないと駄目よとか、2階建て、3階建てとか、そういう制限がかかってくるという部分がございます。で、ここの旧永田町小学校のところでございますが、今回、解体を行

うということございまして、建物を建てるということではございませんので、この部分で何か関わってくるということとはございません。

○岩佐委員長 なるほど。そうだね。

あと、まだ大丈夫かな。この解体設計について、まだ皆さん確認したいところはありませんか。せっかく私も項目で整理し直したので、ちょっと項目ごとに確認させていただいているんですけど。

これですね。

○はやお副委員長 議論が拡散しないようにということで、カテゴリー別にした……

○岩佐委員長 そうですね。この8-10ですね。IPH工法の保存のための何かすばらしい保存工法があるというご指摘で、そういった最新の工法なんかは検討した上で、それは解体だけの検討ではないんですけれども、これはむしろ保存のための検討だと思うんですけれども、そういった最新のお安い工法があるということで、そういったことを検討した上で、トータルのコストなのかをご説明いただいたのか、ちょっとこの工法についてご存じのことがあれば、ご説明いただきたいと思います。

○佐藤施設経営課長 この校舎でございますけれども、 I_s 値が0.34といったところで、基準が0.6以上、旧耐震の建物でございますので、というところがございます。ただ、建物の老朽化、あるいは耐震上の問題というものは、課題として今までもご説明してきているところでございますが、それが原因で解体するというのではなく、これまでも当委員会でご説明、ご報告させていただいてきたとおり、広く区民のために老朽化した建物の機能更新に合わせたようなときの有効活用等々を踏まえた形で、留保財産として活用していく。区内4か所を指定しているところでございますが、そこの中の流れとして行っているというものでございます。

このIPH工法、様々に計算していただいている部分もございますけれども、留保財産として施設は解体いたしますけれども、仮の話としてでございますけれども、仮にですけれども、この施設を使用するのであれば、前提として建物の用途を整理するという部分がございます。用途によつての荷重の受け方、あるいは手続的な問題がございます。その用途を満たすために、耐震補強工事が必要になってくるというところがございます。国土交通省のほうで公共建築改修工事標準仕様書、耐震改修工事で行うもの、いわゆる耐震改修するに当たっては、こういうものがあるよといったところが標準仕様されているところがございます。具体的には、耐震壁を増設するとか、鉄骨のブレースとか、柱の補強とか、繊維補強とか、耐震スリット、免震、制震、そういったものを扱っているというところがございまして、このIPH工法自体は、内圧充填接合補強工法ということで、よく使うのが地下室の外壁に面した壁で、クラック、ひび割れがあって、地下水が漏水しているときに、エポキシ樹脂、接着剤なんですけれども、それを圧をかけて中に圧入していくといったときに使われる部分がございます。ただ、この工法自体は、一般的なエポキシ樹脂の注入ではなくて、かなり詳細、広範囲で樹脂、接着剤を入れて、躯体自体を密にするというようなことの使われ方がございます。ただ、この工法自体が耐震補強工事ということはなかなか難しいかなと。いわゆるメインとなる鉄骨ブレースですとか、柱の繊維補強ですとか、そういった部分を補足するような形でIPH工法というものがあるのかなというところの認識でございまして、ただ、既存の部材の健全化ですとか、ひび割れの補修です

とか、断面が欠損している修復、あるいは一体化する、あるいは漏水の対策、そういったものには適しているような工法であるというところを認識しているところでございます。
○岩佐委員長 ありがとうございます。

それで、この工法も確認できていますね。

ほかに大丈夫ですかね。幾つかまだ解体設計については、ご指摘は少し整理させていただいていますが、細かいところは、大体、ちょっと気になることが……（発言する者あり）そうですね。（発言する者あり）そうですね。

解体設計の発注と解体工事の発注、ちょっと私はよく分かっていなかったんですけど、解体設計の発注を今回されている中で、解体範囲が曖昧だとか、そういったことがやはり手続として不適切じゃないかというご指摘があったと思うんですけど、そこについて、解体工事と解体設計のその違いと、そこから、今回の発注の範囲ですとか、発注方法について、まだもう少しご説明いただけるでしょうか。

○佐藤施設経営課長 今回、解体設計の中で擁壁の調査、あるいは25メートルプール、小児用のプールもございます、その解体。あるいは、樹木の伐採、抜根等も設計の中に入れているというところでございます。

この設計自体を踏まえて、そのまんま全て解体工事を行うかというのは、またちょっと違う問題でございまして、調査等を踏まえた形で、どこまで解体を行うのが適正であるのか、あるいは、出来上がった解体し終わった床の形状としてどういう形状が好ましいのか。そういったものを精査した上で、解体のほうを発注していくという部分でございます。

プール部分を入れましたのは、用途が決まっていないという部分はあるんですけども、プール自体、金属製の蓋がかかっている、今、子どもの遊び場として使っている部分がございますけれども、平成の初めの頃に蓋がけ、たしか3年ぐらいだったと思いますけれども、平成の初めの頃に蓋を更新して、それ以来更新していないという部分がございますので、今現在使っている子どもの遊び場としての健全性であるとか、あるいは、今後解体する中で併せて解体したほうがいいのかと。そういったものの判断をしていくということのために、解体設計のほうで調査、設計を行っていくというものでございますので、設計イコール全てが解体を行うというのではなく、今後に向けての調査、検討、そのための委託という部分も含まれているというところでございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほか、皆さんの中では大丈夫ですかね。

解体設計について、今、少し――はやお副委員長。

○はやお副委員長 陳情のほうの8-15のところにも書いてありますが、結局は、普通、行政は、目的、こういうのに使うよということを決めてからというのが通常の流れだったと思います。でも、今回のところについては、様々なところについて、留保財産であるということを、さっきもお話ししたように、耐震性がどうのこうのって当初はスタートしたような気がするんだけど、後でやったら、きちっと答弁いただいて、そこは問題ではなかったと。やっぱり一番の第一義は留保財産ということで、結局は、千代田区の財産を有効活用していこうという中でのことになっていた。じゃあ、そこは、議会のほうとしても、委員会のほうとしても、その方向でという話になっていると。ただ、あと、このところで、どういうふうに整理していくかといったときに、本来であれば、ここに書いてあ

る手順の逆転と書いてあって、巨額の財政的損害で二重投資になるんじゃないかという懸念まで言われちゃっているわけですよ。そのところで、今回、取りあえず解体をして、その活用の在り方ということを考えつつ、その整理というのをどういうふうに、今後の、暫定的な使われ方と本格的な使われ方って二つ分かれると思うんだけど、今、なかなか庁内調整しなくちゃいけないことですから、でも、どういうふうに考えていくのか。やっぱり区民の方、陳情者はそこを懸念していることだからというところからしたときに、本来であれば、これをこうするから、もうこういうふうにやりますよというのが本来行政の進め方だと思いますけど、なかなかそうもいかないケースもあるので、このところ、どういうふうに段階論として整理していくのかというふうに考えているのか、詳しくお答えいただきたい。

○富澤財産管理担当課長 留保財産に関するご質問かと思います。留保財産につきまして、昨年度、基本的な考え方をお示しさせていただくとともに、7月8日の本委員会におきまして、旧永田町小学校を含めた四つの敷地というところ、四つの場所を留保財産として選定させていただきご報告をいたしました。現在は、旧永田町小学校は留保財産として決定しております。今後につきましては、本格活用というところは、今後、庁内で検討してまいりますとともに、本格活用が始まるまでの暫定活用というものについても、庁内のほうで需要を確認いたしまして検討してまいります。

○岩佐委員長 うーん。よく分からなかった。

○はやお副委員長 まあ、いいや。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 このところについては、例えば、広場で使うなりなんなりということについて、実を言うと、九段坂病院のところも当初は、空いたら、公園にしたり、子どもたちのための遊び場にしたりということはあった。だから、そういうように、きちっと暫定はすぐ分かることだから、早急に整理をしていただいて、それでこういうふうにご安心くださいと、こういうふうにやって段階論で整理していきますというようなところを、やっぱり公共施設の在り方をこういうふうに行っていくということの整理を一つ、青写真をせめていろんなパーツの中で整理していただくということが大切なことなのかなと思うんですね。

あと、ただ、こういう話がどうして出てくるかというと、例えば、番町小学校の建て替えだとか、そういう問題が常に絡んじゃっているんですよ。だから、そこで、ご安心くださいという整理をきちっと行政側のほうとして地域事情と全体的な——だから、部分最適ということからしているのと全体最適、全体最適から考えたら、あそこは有効利用しなくちゃいけない。でも、地域的な部分最適として、こんなニーズがあるじゃないかという思いがあるからこそ残っているというのもあるので、この整理をしっかりしていただいて、でも、やっぱり大きいタームの中では、この留保財産をしっかり前に進めていくというのは一つの考え方としてはあるから、僕も、低未利用地のところで、そのまんまにしていたらもったいないよねと言っていた口だから、これは考え方としては整理の必要がある。だけど、そうはいいいながらも、ご存じのように、公適配、公共施設適正配置の問題でありながら、ここがメッカになっていたから、ここがスタートになってきたから、その辺のところを丁寧に整理していただいて、どういうふうにやったら、やっぱり、何というの、

住民の方、区民の方たちとの溝ができないようにやっていくのかというところが、その整理が一番大切だと思うんですけど。つまり、どう使われるかということなんで、この整理の仕方を、もう一度、今、この段階で整理できないとしても、こういうふうにやっていくんだという整理を少しきちっと打ち出していただくことが安心につながると思うんですけど、そこをお答えいただきたい。

○富澤財産管理担当課長 留保財産として決定したことを受けまして、今後、個別に利用方針案を策定してまいります。その中で、それをするに当たっては、庁内の行政需要であるとか、地域ニーズというものをきちんと踏まえて策定する形でございます。併せて、策定するに当たりましては、地域の方のご意見、意見公募等も行いまして、ご意見を頂戴し、利用方針案を取りまとめてまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 はい。これから策定されるということになりますね。

今、ちょっと留保財産の話になってきたので、この続きの財産の取扱いについての項目についても、皆様からご質疑等、審査を受けたいと思いますけれども、何かこの財産取扱いの部分について、引き続きございますか。

○米田委員 8－17のところなんですけど、永田小学校は教育用財産として整備された経緯があり、その趣旨が十分に説明されていないとおっしゃられています。普通財産への財産区分変更に至る経緯の開示というところなんですけど、旧永田小学校について、学校としての用途を廃止した時期、行政財産から普通財産等へ財産区分を変更した時期、また、根拠規定とか、公有財産台帳への記載状況とかが分かればお示しいただきたいなと思いますけど、いかがでしょう。

○富澤財産管理担当課長 旧永田町小学校につきましては、麴町中学校の建て替え工事の期間中の仮校舎としての期間が終了いたしました令和4年の4月から、千代田区公有財産管理規則第35条の規定に基づいて、教育委員会から財産管理担当部長宛て協議の上、普通財産として管理をしているところです。

○米田委員 ということは、当時の法令、条例等に従った台帳処理が行われていると。で、財産区分が不明確なまま現在に至っているものではないという理解でいいのか、お聞かせください。

○富澤財産管理担当課長 米田委員おっしゃられるように、財産管理区分が不明確なまま現在に至っているということはございません。

○米田委員

8－16の同じく――あ、違うか、16のところなんですけど、日本国憲法26条のところなんですけど、日本国憲法26条や地方自治法との整合性についてというところなんですけど、永田小学校は既に学校としての用途を廃止しており、現在の児童・生徒の就学機会や教育サービスは現行の学校施設によって確保されているという理解でいいのか、お聞かせください。

○富澤財産管理担当課長 旧永田町小学校自体は、平成5年の3月末をもって閉校しているところでございます。憲法第26条の教育を受ける権利につきましては、権利との関係におきましては、特定の旧校舎を残すこと自体ではなく、児童が法律に基づいて義務教育を受ける権利が確保されているかが重要であると考えておりまして、それについては現状確保されていると考えております。

○米田委員 ということは問題ないということ。

○岩佐委員長 問題ないよね。

ほかに、財産に関することで質疑ございますか。何かいっぱいあったね。

よろしいんですか。（発言する者あり）大丈夫じゃないよね。

今、先ほど米田委員のほうから、教育用財産から行政財産には変えられたという、用途を終えられたので、変えられたというのがありますけれども、そこから留保的財産に至るまでに、前回の陳情審査の中でもご説明いただいたと思うんですけども、もう一回、財産への流れ、経緯をご説明いただいていいですかね。留保財産になるまでという経緯を、決定の仕方のプロセスを含めてお願いします。

○富澤財産管理担当課長 地方自治法上、公有財産が行政財産と普通財産に分かれまして、今回、陳情者の方がおっしゃっていただいている教育財産というのは、行政財産の中の範疇だと思います。行政財産としての使用というものについては、これまで麴町中学校の建て替えとか、あとは、それ以前に当たっても、麴町小学校の建て替えで仮校舎として使われておりますが、一番最終といたしましては、麴町中学校の建て替え工事が終了いたしました令和4年におきまして、令和4年の3月末におきまして、教育委員会のほうからこちらの財産管理担当部長宛て普通財産にする旨の協議が行われているところでございます。その協議について、こちらのほうで承認いたしまして、令和4年の4月から普通財産のほうになっている状況でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。そうすると、今は、倉庫として先ほど使われていたと言っていたね。倉庫として、普通財産で使われていて、今回、留保財産になったということですね。（発言する者あり）

○富澤財産管理担当課長 すみません。留保財産に至るまでの決定というところがちょっと抜けておりまして、申し訳ございませんでした。令和4年4月から普通財産になっておりまして、留保財産というところでは、昨年度、将来の行政需要に対応するために貴重な土地というところを留保財産として活用させていただくということで、方針を立てさせていただき、7月8日の常任委員会でご報告させていただいた後、こちらの旧永田町小学校というところを留保財産として決定しております。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 今ご答弁いただいた部分なんですけれども、どうして旧永田町小の今までは解体されていなかったものをこの時期に解体ということになって、以前にも少し言及させていただいたんですけれども、九段中学校跡地、そちらもかなり古いものであるけれども、そちらは解体ということではなく、今、子どもの遊び場だったりとかに活用されているということで、その、どうして旧永田町小学校だったのかというところをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 旧九段中学校につきましても、留保財産として併せて選定させていただいているところではございますが、こちらについては、現在、まだ使われております。また、一方で、旧永田町小学校につきましても、現在、一部倉庫とか、そういった形での建物の利用はございましたが、庁内需要というところで何かの事業に使うということとはございません。旧永田町小学校の敷地というのは、非常に区内にとっても大変貴重な

広さを持っている土地でございます。ただ、今、建物があるままですと、敷地の使い方というところで制約を受けるということがございますので、今回、解体させていただいて、行政需要というところで新たに活用させていただく、新たな建物を建てさせていただくというところを検討しているところです。まだその内容についてはもちろんこれから本格活用については検討するところではございますが、旧九段中学校と旧永田町小学校というところでは、その使い方、建物というところでは、今現在使われていない、旧永田町小学校は現在事業として使われていないというところがございまして、こちらについては解体するということで決定したものでございます。

○田中委員 そうしますと、今のお話だと、立地の希少性というか、そういう部分で、旧永田町小学校の解体を選ばれたということだと思えるんですけども、逆に、一方で、校舎の希少性だったり、歴史的な背景だったり、そういうところから鑑みると、そちら、旧永田町小学校のほうを残すという選択肢もあってもよかったのかなというふうにも受け取れるわけですね。なので、そこの根拠というか、立地というところは分かったんですけども、校舎自体を歴史のよりある校舎を解体という選択に至った経緯という意味決定のプロセスというものをもう少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 校舎について、歴史的、文化的価値があるというところでは、残し方の工夫が必要なおところでございます。ただ、一方で、建物がございまして、先ほどもちょっとご答弁させていただいたんですが、やはり土地の活用というところには制限がどうしても出てまいります。このため、建物は解体させていただくことといたしまして、ただ、一方で、文化的、歴史的価値というところは、デジタルを活用いたしまして、有識者のご意見も踏まえながらデジタル化、デジタルアーカイブ化してまいりたいと考えているところでございます。

○田中委員 そうしますと、じゃあ、例えば、旧九段中学校に関して、近い将来に、今は利用中だということはあるんですけども、同じように解体で区として利用するというようなことにもなり得るというか、そういう計画が今あるのか、検討し得るのか、そこら辺も教えていただけますでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 旧九段中学校につきましては、現在も事業で使用中でございますし、その事業の使用可能な状況も踏まえまして、また、建物の年数等も踏まえまして、今後判断していくことになるのかと考えております。

○岩佐委員長 なるほどね。

ほかに財産に関することで。

○秋谷委員 委員長集約、予算特別委員会の委員長集約があったと。これは議会の問題ですので、一応、役所に――役所というか、理事者に確認することじゃないのかもしれないですけど、旧永田小学校の解体については、地域要望を勘案しつつ地域関係者との協議を行うと。委員長集約として議会側が求め、そして、区長の表明としてはそれを真摯に受け止め、執行していくと。この点に関しまして、学校関係者等から意見などは、意見交換などは実施されたことはないんでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 令和8年の予算特別委員会の委員長集約というところにつきましては、こちらのほうも――あ、ごめんなさい……

○秋谷委員 平成8年。

○富澤財産管理担当課長 「令和」と言いました。平成8年です。大変失礼いたしました。平成8年の予算特別委員会の委員長集約につきましては、区といたしまして、それを踏まえまして、今回の解体方針に当たり、地域関係者の方々のご意見というところは、意見をお伺いしたところでございます。また、頂いたご意見を踏まえまして、旧永田町小学校の価値を将来に引き継ぐための取組というのを進めるというところでございます。

○秋谷委員 ありがとうございます。だから、解体については、地域要望を聞いてくれと。今回解体に至る予定ですから、そこで意見交換を実施されたと。そうすると、陳情者がおっしゃっている30年間、地域関係者との協議は一度も行われていない。これが区議会決議のちょっと軽視じゃないかとおっしゃっているんですけども、解体に当たり聞いているのであって、私としては別に軽視されていないかなとは感じるのですけれども、その点はしっかりとこの集約をもって——集約であったり、役所として地域住民の意見をしっかりと聞くというので行った意見交換会なんですよ。

○富澤財産管理担当課長 意見の聞き方につきまして、先ほどのご説明が不足して申し訳ございませんでした。

昨年度は、意見を伺いました方法といたしましては、地域の連合町会のほうの会議でご意見を伺ったりですとか、あと、個別に地域関係者の方、学校関係者の方に伺ったりですとか、あとは、資料の残し方等につきましても、意見照会をホームページなどで広くさせていただいたところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○秋谷委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何かございますか。

ちょっと先ほど教育財産から用途廃止・用途変更のときの協議があったということがあるんだけど、そういったことの議事録というのは残っているのでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 決裁文書として残っております。

○岩佐委員長 なるほど。この過程についての公開を求められているのかな。かといって、別に委員会で何でもかんでも要求して公開するというものの位置づけではないんですけれども、見ようと思えば見れるのかということと、それから、こういった手続を条例化してほしい、手続をしっかりと公開しながら条例化してほしいという、これはご要望だったと思うんですけれども、もうこれから条例化を、たとえ条例を制定したとしても、その条例が遡及する、遡及ってあまり普通しないんだと思うんですけど、そこは、今、留保財産に一度確定したのに対して、この過程の手続を厳格化、条例化したとしても、それが遡及するものなのでしょうか。すみません、ちょっと不勉強で。

言っている意味は分かりますか。これからつくっても、既に終わったもののプロセスの公開というのはできるころはあると思うんですよ。もし必要であれば、皆さんが見たければ見せていただくと。

総務課長、すみません。お願いします。

○吉田総務課長 これから条例を制定した場合に、一般的には遡及して適用することはないと考えているところでございます。

○岩佐委員長 そうですね。なるほど。分かりました。ありがとうございます。

ここで、割と幾つか、耐震評価の基準について、ここもちょっと前回でも少しご指摘があったと思うんですけども、耐震が危ないと言っている中で、私立学校に貸していたことに対して矛盾しているんじゃないかというご指摘なんですけど、ここについては、ご説明は何かありますでしょうか。

○富澤財産管理担当課長 こちらについては、当時の行政需要ですとか、あと、暫定活用のご判断に基づくもので、貸出しや活用されていたものと捉えております。

○岩佐委員長 それは大丈夫なのかな。

ほかに。

○はやお副委員長 今、つまり、教育用財産ということの行政財産から、当然のごとく、一般財産になった。それについての決裁はされているよということなんだけれども、一応、陳情で出ているからね。今回、陳情に従ってやるのかどうかという、ちょっと最後のところで諮らないといけないと思うんだけど、じゃあ、その決裁されているという文書については、例えば、委員会が求めたら、まあ、100条ではないから、強制の——でも、また隠すことでもないから、そういうものについては、まず、できるのかだけは確認してもらうこと。何かといったら、やっぱり陳情者に丁寧に返さなくちゃいけないから、そういうことをやるのかどうかって含めて、もう一回、僕らも話さなくちゃいけないんだよ。それができるのかということね。

それと、あと、結局は、ここに書いてある遡及措置はできないといいながら、今後これを条例化してくれとかということとなると、これは、この委員会で話すことではなくて、一応、議運に戻して、条件整備検討会だとか、そういうことでのルールづくりになっちゃうんですよ。だから、この部分は委員会として返すというふうにしなくちゃ、この部分はまた議長にお返しして、それで各派協、議運で整理をしていただくという形になるんだけど、ただ、その前のそのことについてはどうかということだけ、それを一度持ち帰るというのなら持ち帰ってもらっても構わないけど。

○富澤財産管理担当課長 行政財産から普通財産になったときの決裁文書でございますが、こちらについては、議会のお求めがございましたら、ご提出は可能でございます。

○はやお副委員長 ちょっとそれは検討しましょうよ。

○岩佐委員長 はい。それは要望するかどうかともまた併せてちょっと検討することにして、ほかに何か財産に関することで確認したいこととかございますか。

大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、今日はこの時間になるので、まだまだちょっと項目がたくさんありますものですから。

この整理の仕方について、ざっくりと、一応陳情書の文書を横引きしながらつくった表に基づいて、皆さんに質疑をしていただきましたが、これで取りあえず財産に関すること、そして、解体設計に関することの質疑は終了ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 もし本文を読んでいる中で、関連する項目もあると思いますので、また後ほどのところで出てくればと思います。そのときには、またその旨申し出くださればと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、まだまだたくさん項目がございますので、本日は、ここまでとしまして、残りの項目については、ちょっと引き続き次の――そうですね、失礼いたしました。入札制度ですね、まだ残っているのが入札制度について、特に、これはやっぱり幅広でやっていかなきゃいけないことですので、それから、あと、保存方法について、新しく出てきた陳情もがございますので、そこも併せて、次の、次回かどうか分からないですけども、陳情審査でやりたいと思いますので、本日はこの程度で陳情審査は継続としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、陳情審査は終了することといたします。

それでは、日程3のその他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、本日は、この程度をもって閉会といたします。長い間、お疲れさまでした。

午後1時03分閉会